

# 神戸市少年団野球リーグ規程

## 第1章 総則

### (運営の基本方針)

第1条 神戸市少年団野球リーグ（以下「少年野球リーグ」という。）は、子供たちが余暇に、野球を中心とした活動を通じて、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や能力を育み、心身の健全な発達に資することを目的とする社会教育活動であるから、部員の健康、学校・家庭生活、経費等を十分配慮して運営しなければならない。

## 第2章 部員

### (資格)

第2条 部員となることができる者は、神戸市に在学もしくは居住する小学生とする。ただし、全市大会への出場資格は4年生以上とする。（4年生単独チームの出場は不可。）なお、部内で4年生以上が11人に満たない場合は、3年生の出場資格を認めるが、総勢12人以上にならないこと。

### (加入)

第3条 部員になろうとする者は、前条に定める資格を有するもので、所定の登録用紙に記入の上、部長に提出しなければならない。

2 部費等の部員やその保護者から徴収する費用は、高額にならないよう配慮する部費の使用目的は、運営費、旅費、共有物等の購入費などとする。部費等に関しては、活動期間終了後収支決算を行い、保護者及び地区会長まで会計報告をしなければならない。

## 第3章 運営と組織

### (組織)

第4条 少年団野球リーグには下記の組織をおく。

- (1) 少年団野球リーグ実行委員会
- (2) 少年団野球リーグ地区委員会

### (役員)

第5条 少年団野球リーグには次の役員を置く。

- |        |         |
|--------|---------|
| (1)会長  | 1名      |
| (2)副会長 | 1名ないし2名 |

- (3)審判部長 1名
- (4)総務部長 1名
- (5)一般事務担当 1名
- (6)監事 2名
- (7)会計 1名

(地区・地区会長及び副会長)

第6条 少年団野球リーグに地区を設ける。地区は行政区ごとに設けチームをまとめて編成する。

2 地区に会長1名および副会長若干名をおく。

(1) 地区会長は、地区委員会の推薦により、第5条に定める会長が委嘱し地区の少年団野球リーグに関することを総括する。

(2) 地区副会長は、地区会長が選出する。地区副会長は、地区会長を補佐し、地区会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員相互選及び委嘱)

第7条 会長は、地区会長の互選によって地区会長の中から選出する。

2 副会長及び監事は地区会長の中から会長が選出し、委嘱する。

3 審判部長及び総務部長並びに会計は実行委員から会長が選出し、委嘱する。

4 一般事務は神戸市において選定された代表者に対し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、少年団野球リーグを代表し、リーグを総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代表する。

3 審判部長は、少年団野球リーグ審判部の代表として、競技に係る規則やルールを掌理する。

4 総務部長は、少年団野球リーグの総務部の代表として、運営に係る規則やルールを掌理する。

5 一般事務担当は、少年団野球リーグの会計事務を除く一般事務を行う。

6 監事は、少年団野球リーグの会計を監査する。

7 会計は、少年団野球リーグの金品の管理、会計事務を行う。

(任期)

第9条 役員任期は、2年間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(事務所)

第10条 少年団野球リーグの事務所は、神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館17階神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課に設ける。

(実行委員会)

第11条 実行委員会は、各地区委員会において選出された地区会長（運営委員）及び中央実行委員並びに神戸市において選出された代表者を委員として構成する。

2 実行委員会は、必要に応じて会長が召集し、一般事務担当が議事進行を行う。

3 会長が議長となり、次の事項を審議し決定する。

- (1)少年団野球リーグ運営の基本方針に関する事項
- (2)少年団野球リーグの全市的な行事に関する事項
- (3)少年団野球リーグ規程の制定及び改廃に関する事項
- (4)事業計画及び事業報告に関する事項
- (5)予算、決算に関する事項
- (6)運営委員会への委任に関する事項
- (7)その他重要な事項

4 実行委員会は、実行委員会委員の過半数の出席で成立する。

5 やむを得ない事情のため総会に出席できない委員は、議決を議長に一任するか、または代理を他の者に委任することができる。

6 前項の規定により委任した委員は、出席したものとみなす。

7 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 緊急その他の場合で、会議を開くことができない時は会議を招集せず、議案の持ち廻りまたは書面により、審議することができる。

（運営委員）

第12条 運営委員（地区会長）は、実行委員会に付議する事項及び実行委員会から委任された事項について協議する。

2 運営委員は、各地区会長によって構成され、会長が委嘱し、任期は2年とする。

3 運営委員会の会長及び副会長は、少年団野球リーグ会長及び副会長が兼任するものとする。

（中央実行委員）

第13条 中央実行委員は、全市大会の実施運営を図る為、検討委員を兼ね、実行委員会及び運営委員の諮問機関の役割をする。

2 中央実行委員は、地区会長が推薦した地区委員会の代表等をもって構成され、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその残任期間とする。

3 中央実行委員の中から、理事長1名、副理事長1名ないし2名を互選により決める。

（地区委員会）

第14条 地区の運営のために、地区委員会をおく。

- 2 地区委員会は少年団野球リーグ規程（以下、規程という）・少年団野球ルール（以下、「ルール」という）及び実行委員会からの通達等（以下、「通達等」という）にもとづき、自主的に当該地区事業を運営し、統括する。その際、地区ごとの規定・細則等を設け実施する場合は、実行委員会へ報告する。
- 3 地区委員会の委員はチーム指導者、学識経験者、その他地区委員会推薦により、地区会長が委嘱する。

（運営委員会、中央実行委員会、専門部会・専門委員会）

第15条 少年団野球リーグの運営や行事の実施を円滑にするため、必要に応じて運営委員会、中央実行委員会、専門部会、専門委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会、中央実行委員会、専門部会・専門委員会は、会長が指名した運営委員、中央実行委員または各地区委員会から選出した者をもって構成する。

（専決処分）

第16条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長が前項の規定による専決処分を行ったときは、これを次の実行委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

（経費）

第17条 少年団野球リーグの経費は、負担金、助成金、協賛金及びその他の収入をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第18条 少年団野球リーグの事業計画及び収支予算については、実行委員会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第19条 少年団野球リーグの事業報告及び決算については、監事の監査を経て実行委員会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第20条 少年団野球リーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、翌年5月31日までを出納整理期間とする。

（チーム）

第21条 チームは原則として同一小学校区を単位として編成する。また、少年団野球チームがない小学校に在籍する児童は、隣接する小学校区のチームに入部することを原則とする。単独編成できない場合のみ、混合チームを認める。

（審判長および審判員）

第22条 地区に審判長および審判員若干名を置く。

（審判長・審判員の委嘱）

第23条 審判長は地区委員会の推薦により、地区会長が委嘱する。

- 2 審判員は審判長の推薦により、地区会長が委嘱する。

#### 第4章 チーム

##### (指導者)

第24条 チームに部長・監督およびその他の必要な指導者を置き、少年団野球リーグの規程・ルール及びその他通達等をもとにして指導を行う。

- 2 指導者は、子供の健全育成に熱意を有した人格・識見ともにすぐれ、少年団野球リーグが実施する指導者講習会受講者で、地区委員会から承認・登録された者が1名以上いなければならない。
- 3 指導者証は、指導者講習会受講者に発行され、有効期限は5年とする。
- 4 はじめて指導者となる者は、その年度中になるべく指導者講習会を受講しなければならない。

##### (指導者の任務)

第25条 部長はチームをまとめて、地区委員会へチーム登録の申請をし、地区委員会の承認を得て、チームの旗、チームの登録承認通知書を受ける。

- 2 部長は部の責任者として、各チームの監督と共に部員・他の指導者の活動を把握し規程・ルール及びその通達等にもとづき、健全な部の運営に努める。
- 3 チームの構成員に変更を生じたとき、部長は、地区委員会に届け出なければならない。
- 4 監督はチームの責任者として、部長を補佐し、指導者（コーチ）とともに部員・指導者の活動を把握し、規程・ルール及びその通達等にもとづき、健全なチームの運営に努める。

##### (チームの名称)

第26条 チーム名には必ず町・地域を表す名称のみを用いる。

#### 第5章練習と試合

##### (活動期間)

第27条 少年団野球リーグの活動期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

- 2 前項期間のうち2月第4土曜日から12月第3日曜日の間は、チームによる練習試合及び対外試合を行うことができる。それ以外の期間は、対外試合を禁止する。

##### (練習)

第28条 野球の活動は月の土・日・祝日とし、1回の活動時間はおおむね4時間（準備や片付けを含む、移動時間や昼休憩の時間、試合観戦や練習見学の時間は除く）とする。月の休日を全て野球に費やすことのないよう、子供たちが家庭やその他の社会教育活動で過ごす時間を確保する。

- 2 前項活動には必ず指導者が付き添い、安全にして有効な指導をしなければならない
- 3 校庭を野球部員のみが独占して使用することのないよう学校や開放運営委員会と十分協議を行い、上記のことを遵守して、学校管理や施設開放（神戸総合型地域スポーツクラブ、マナビィひろば等）に支障をきたさないよう注意すること。

（試合）

第29条 試合は長期休業日その他学業に支障のない休日を利用するものとする。

（ルール）

第30条 少年団野球リーグのルールについては、実行委員会にはかり、会長が別途定める。

## 第6章 表彰、寄付、及び登録の取り消し

（表彰）

第31条 少年団野球リーグでは、試合に勝つことだけが目的でなく、部員になることや、行事に参加することが大きな喜びとなり、誇りとなるよう指導されなければならない。

- 2 表彰や賞品は、少年団野球リーグの基本方針及び教育活動の立場から十分に考慮されねばならない。なお個人の表彰は行わない。

（寄付）

第32条 少年団野球リーグに対する寄付は、実行委員会または地区委員会にはかり公正に処理する。

- 2 特定チームに対する多額の寄付の取扱いは、チーム間の不平等を招く原因になりやすいから実行委員会の定める方針によらなければならない。

（登録の取り消し）

第33条 指導者・部員及びチームが少年団野球リーグの規程・ルール及びその通達等に反したり、名誉を損なうような行為をしたりしたときは、地区委員会の判断と実行委員会の承認のもとに、その指導者・部員及びチームの登録を取り消すことが出来る。

- 2 前項により登録の取り消しを受けたチームは、チーム旗及びチーム登録承認通知書を地区委員会へすみやかに返還しなければならない。

## 第7章 雑則

（細目）

第34条 少年団野球リーグの運営については、この規定の定めによるほか、実行委員会の

定めるところによる。

附則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年3月12日から施行する。

## 神戸市少年団野球リーグ確認事項

神戸市少年団野球リーグの運営については、下記の通り決定している。

1. 学校の活動を最優先すること。
2. 試合について
  - (1) 神戸市少年団野球リーグの試合ができる期間を十分に理解し、試合、練習試合の計画を立てる。
  - (2) ダブルヘッダーは、選手の健康上、いかなる場合も認めない。
  - (3) グラウンドマナーについて  
神戸市少年団野球リーグの趣旨にのっとり、試合に勝つ目的だけでなく教育活動であることを十分に理解し、グラウンドマナーの向上にも努めなければならない。
    - ・選手はフェアプレイの精神を尊重し、相手のプレイを妨げるような行為や言葉を発してはいけない。ましてや相手を傷つけるような危険なプレイは決して行ってはならない。
    - ・指導者は教育者であり、自ら試合に参加している全選手の見本とならなければならない。選手のプレイの妨げになるような行為言葉を発してはいけない。審判の判定に対して異議を言うことはできない。判定に対して、選手の前で不満を言うのはもってのほかである。
    - ・ベンチまたはダックアウト内では喫煙してはならない。
    - ・応援については、選手の励みになるような応援をし、プレイの妨げになるような行為等はない。特に投球時に奇声を発することやバックネット付近で応援旗を振ったり、掲示したりすることはできない。
    - ・自チームはもちろん相手チームに対しても賞賛の拍手や言葉が出るような応援を心がける。
3. 警報発令時の対応について

### <各地区での活動>

午前7時現在、神戸市内に各特別警報・警報が発令された場合は、ただちに活動を中止すること。なお、発令後、午前中に解除された場合、天候の急変やグラウンドの状況等に十分配慮のうえ、指導者が午後からの活動の実施可否を判断すること。

## 指導上の留意事項

1. チーム編成について  
1地域1チーム等の選手選抜的な編成や練習はさけて、希望者全員を参加させる。  
ただし、登録に際しては、1年間の活動になるので、1チームの適正人数を指導者全員で十分相談し決定するようにする。(リーグ規程第21条参照)



2. 指導者講習の内容を踏まえ、以下の内容に留意する。

- (1) 少年団野球リーグの意義は「試合に勝つこと」だけでないことを一人一人に十分わからせる。すなわち、子供たちが野球をすること自体に楽しさを感じさせる指導を心がけることが大切である。そのためには活動内容に、体を十分に動かす楽しさ、仲間と協力する楽しさ、自分の技術が伸びる楽しさ等で達成感を味わわせる必要がある。
- (2) 地区大会については全市予選のみでなく、リーグ規程の範囲内で各区独自の親善大会等を行う事により、試合参加の機会をできるだけ多く与えることが望ましい。  
また、親善試合や練習試合等においては、できるだけ全員が出場できるよう配慮する。

3. 子供の身体的特徴をよく理解し、健康管理に留意する。

- (1) 少年団野球リーグはシーズン制を採用していることをよく理解し（リーグ規程 27 条の遵守）、野球の試合のみではなく、トレーニングや多様なスポーツ体験ができるよう配慮しながら、調和のとれた心身の発育を図ること。
  - (2) 練習においては、疲労やけがに特に留意しなければならない。（リーグ規程 28 条の遵守）  
すなわち学童期は、体格と内臓との発達がアンバランスで、不安定な身体状況にあるので、過度の練習や、強気の鍛練的な訓練のために発育上おそろしい障害を招く恐れのあることを十分理解して指導すること。
- ア. 変化球を多投すると、関節が変化し、ヒジが曲がったままの状態になり、野球はもちろん、日常生活にも支障をきたすような、重い障害をひき起こすことになる。
- イ. シャガみ跳びなど、無理な姿勢での強度な運動は軟骨が異常に発達して、将来曲がらなくなることがある。
- (3) 活動中は、気温や子供の健康状態により、適切な休息を取るようにする。さらに、水分補給には最も気を付けるようにする。

4. コンプライアンスの遵守について。

- (1) 少年団野球リーグは、子供たちの心身の健全な育成のための余暇利用の教育活動であることをはっきり認識して指導する。したがって、子供中心に考えて、子供の主体的な計画や活動をもりたてるように指導すること。試合に勝つことだけを目的とした戦術・技術の伝達が指導ではない。
- (2) 指導者は、子供たちの教育者であるということを念頭におき常に子供の人格を尊重して、指導すること。むやみに欠陥や失策をとがめたり、罰を加えたりしても、心身の健全な育成や技術の向上にはならないことを十分理解して指導すること。
- (3) 指導者は、よき大人として、子供たちの模範となるよう言動には注意すること。練習や試合中においても、子供たちが指導者の言動をそのまま真似ていることは、よく見聞きするところである。